

市民主体のまちづくり活動プロモーション業務 仕様書

- 1 件 名 市民主体のまちづくり活動プロモーション業務委託
- 2 履行期間 契約日から令和9年3月 31 日(水)
- 3 履行場所 指定場所
- 4 業務実施の背景及び目的

(1)背景

平成 27 年に施行された長崎市よかまちづくり基本条例では、「長崎のまちをみんなで作る」「自分たちのまちは自分たちでよくなる」を基本理念に掲げ、市民の皆が「当事者としてできること」の範囲を少しでも広げ、全員がプレーヤーとしてまちづくりに取り組むことを目指している。その根幹をなす地域活動団体である「自治会」や「地域コミュニティ連絡協議会」(以下「自治会等」という。)は、防犯や防災、高齢者福祉、子どもの育成、環境美化など、市民の生活を支える様々な活動において重要な役割を担っている。しかし、近年では、ライフスタイルや価値観の多様化により、特に若い世代の自治会への加入率が低下し、活動の担い手不足や活動への参加者の減少など課題が浮き彫りになっている。

(2)業務の目的

20 代から 40 代の子育て世代を含む若い世代における自治会加入率の向上等に寄与するため、ターゲット世代が「自治会等」の地域活動に対する関心をもち、参加意欲を高めることを目的とする。

「自治会は地域でつくるまちの基盤」といった気付きを促し、「自治会等」の存在意義や役割を理解し、活動に参加してみようという動機付けを図るため、令和6年度及び令和7年度において、自治会・地域活動についての動画制作を行い、これまでの啓発活動とは異なる新たな手法による効果的なプロモーションを実施してきた。令和8年度は、この動画コンテンツを活用して、ターゲット世代を自治会等活動への参加を促すことを目的とした企画や、令和 6 年度に創設した「ながさき型地域貢献企業等認定制度」の周知などの市民・事業者への浸透を図り、実際にターゲット世代の自治会等活動への参加につなげるようなプロモーションを展開する。

5 ターゲット

業務の主なターゲットは、20 代から 40 代の子育て世代を含む若い世代とする。特に、市内に定住しているが、「自治会等」がどんな活動をしているか分からないことを理由に地域活動への参加を躊躇している市民をメインターゲットとする。

6 業務内容

(1)企画業務

ア 令和6年度は「自治会・地コミを知ってもらう」、令和 7 年度は「活動参加への動機づけ」を目的としたプロモーションを行った。今年度は、令和 6 年度、令和 7 年度に制作した動画を活用して、自治会等活動への参加を促すことを目的としたキャンペーン企画や、新たに動画、ポスター、グッズ等を製作して活用するなどのプロモーションを通して市民への浸透を図り、実際に地域活動の参加につなげるようなプロモーションを展開すること。

※令和6年度、令和7年度に制作した動画は計4本あり、現時点で活用できるポスター、グッズ等は無し。

(例)自治会等の地域活動に参加している写真、動画を投稿した方に対してクーポンを配布するなどの投稿キャンペーンを行う。

イ イベントやメディア等を介して「ながさき型地域貢献企業等認定制度」の認知度を高め、認定企業が増加するようなプロモーションを展開すること。

(例)認定企業を取材し、実際に企業の従業員が自治会の活動等に参加している状況を報道する。

ウ 企画業務にあたっての留意事項

(ア) 企画業務にあたっては、基本的にはターゲット層に働きかけることを目的としているため、ターゲット層に多く参加してもらえるイベントの企画等により、当事者意識を高めるようなものであること。また、ターゲットにマッチした訴求力の高いものであるとともに、ターゲット間での認知度向上や情報の拡散につながることで期待できる話題性や伝播性、新規性、独創性の高いものとなるよう、提案事業者のノウハウや知

識、経験のほか、若い世代やプロモーションに精通した専門家、インフルエンサー等の意見を取り入れるなど、創意工夫を行うこと。

(イ) コンテンツやコンセプト、内容等について、統計資料や各種アンケート調査、提案者の業務経験等の根拠に基づく提案とすること。

(ウ) 提案者が所有する媒体やメディア等との連動、活用を行う提案も可とする。

(2)情報発信等業務

ア (1)企画業務と連動した情報発信を行うほか、令和6年度、令和7年度に制作した動画素材も活用することとする。

イ 活用できる動画については計4本であり、詳細については下記の通りである。

(ア)自治会レポリビューション(令和6年度)

a 動画URL

フル(約2分47秒):<https://www.youtube.com/watch?v=Y3VFfcoCYok>

30秒 ver: <https://www.youtube.com/watch?v=UkJiYItUZTI>

(イ)地コミって何?(令和6年度)

a 動画URL

フル(約4分44秒):<https://www.youtube.com/watch?v=86Qs-lrFKA0>

30秒 ver: <https://www.youtube.com/watch?v=o3daWXGP2ww>

(ウ)#自治会に入ってみた(令和7年度)

a 動画URL

フル(約4分12秒):<https://www.youtube.com/watch?v=BPN3Y-sXyEs>

ダイジェスト版(約15秒):https://www.youtube.com/watch?v=aiOK0_Tk5ps

ティザー版(約15秒):<https://www.youtube.com/watch?v=5PbDs0PDeb0>

(エ)“地コミ”を追ってみた!(令和7年度)

a 動画URL

フル(約2分58秒):<https://www.youtube.com/watch?v=JS4y9-9t51g>

ダイジェスト版(約15秒):<https://www.youtube.com/watch?v=6fhlv3b35zE>

ティザー版(約15秒):<https://www.youtube.com/watch?v=v-RyfeabN6s>

ウ テレビCM、SNS広告、街頭ビジョン等の中から複数媒体を活用し、ターゲット世代に影響力のある方法プロモーションを行う。

※テレビCMの場合、放送局は長崎市内全域で受信可能なテレビ局1局以上で、放送期間、放送本数、内容については、長崎市と協議しながら決定すること。

※SNS広告の場合、配信媒体:Instagram、YouTube等とし、配信期間、目標表示回数、効果測定、内容については、長崎市と協議しながら決定すること。

※街頭ビジョンについては、期間や回数、場所、内容については、長崎市と協議しながら決定すること。

7 成果品

(1)動画、ポスター等

6(1)企画業務で動画、ポスター等を作成した場合に限る。

(2)効果測定

令和6年度及び令和7年度で制作した動画や本年の活動を踏まえ、ターゲット層へのアンケートを実施し、「自治会・地コミ」活動への参加状況や意向、「ながさき型地域貢献企業等認定制度」の認知度について調査する。

8 実績報告

業務完了後、実績報告書(業務の実績及び成果検証結果等をまとめたもの)を作成し、令和9年3月31日まで長崎市へ電子データで提出すること。なお、様式の詳細は長崎市との協議により決定する。

9 実施体制

業務の実施にあたっては、必要な知識と技能を有する従事担当者を確保すること。また、業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面をもって監督職員に通知する。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

(1)氏名

(2)受注者との雇用関係を証明する書類

10 全体に係る注意事項

(1)業務の再委託

業務について、第三者に委託することも可とするが、業務の主要な部分を一括して委託することはできない。

なお、再委託する場合は、あらかじめ下記の事項について記載した「第三者委託承諾願」を長崎市に提出し、承諾を得なければならない。

- ① 再委託を行う相手方の商号または名称及び住所
- ② 再委託を行う業務の範囲

(2)著作権

ア 受託者は、長崎市に対し、本業務の成果品及び企画提案書等のすべての所有権及び知的財産権(著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権、特許権、実用新案権、特許を受ける権利を含むが、これらに限らない。以下、「知的財産権」という。)の一切を譲渡する。また、その権利は長崎市に帰属し、長崎市の承諾なしに使用又は公表してはならない。

イ 10(2)アの譲渡の対価は、本業務の委託料に含まれるものとする。

ウ 受託者自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しない。

エ 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

オ 制作にあたっては、知的財産権及び人格権(肖像権、パブリシティ権、プライバシー権を含むが、これらに限られない。以下、「人格権」という。)、その他の権利等について事前に権利者から許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。かつ、受託者は、その許諾が失効又は解除される事態が発生しないよう権利許諾処理を行うこと。

カ 所有権及び知的財産権、著作者人格権、人格権、その他の権利等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、発注者は、責任を負わないものとする。

キ 受託者は、長崎市又は長崎市が本件成果品の利用を許諾した者が本件成果品の利用について第三者から権利侵害を主張されたときは、自らの費用と責任をもって対処し、長崎市、長崎市が本件成果物の利用を許諾した者又は第三者に生じた損害を自らの負担によって賠償するものとする。

ク 成果品について、受託者は商標の登録申請を行わず、長崎市が当該申請を行うときは、無償で協力するものとする。ただし、その登録費用は、長崎市の負担とする。

ケ 成果品について、長崎市が著作権法第 77 条に規定する著作権登録を行う場合には、受託者は、当該登録に要する手続きに無償で協力するものとする。ただし、その登録費用は、長崎市の負担とする。

コ 本契約の契約期間は、契約日から令和9年3月 31 日までとする。ただし、本契約に基づいて既に発生していた権利義務は、契約期間の経過により影響を受けないものとし、有効期間が終了した後も、10(2)、(3)、(7)の規定は、効力を失わない。

(3)秘密保持

受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。

(4)法令等の遵守

受託者は業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(5)費用の負担

業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

(6)委託料の支払い

委託料は、業務が完了し、検査に合格した場合に請求することができる。

(7)疑義

仕様書記載事項に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、受託者は長崎市と十分な協議を行い、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。